令和６年１月

シルバー人材センター配分金等の確定申告のご案内

♦シルバー人材センターからの配分金は、所得税法上「雑所得」となります。
雑所得は、所得税・市県民税の申告が必要となることがあります。

♦雑所得の金額は、１年間の収入から、必要経費（材料費、交通費等）を差し引いた金額です。

♦必要経費が５５万円未満の場合は、租税特別措置法第２７条「家内労働者等の特例」を適用し、配分金収入から５５万円を上限として、差し引くことができます（ただし、収入金額が限度となります）

（注）租税特別措置法第２７条（家内労働者等の特例）が改正され、特例による経費は、令和２年分から「６５万円」が「５５万円」になりました。

♦派遣就業で働く方は、千葉県シルバー連合会から、源泉徴収票を送ります。
派遣就業の収入は給与所得となります。

♦他に給与所得がある場合は、５５万円から給与所得控除を差し引いた残額が、必要経費の上限額となります。

申告について

平成２３年分申告より、公的年金収入４００万円以下、かつその他の所得が２０万円の場合は、確定申告は不要となりました。

♦配分金、給与、公的年金以外の収入がある方は、その他の控除等について、

最寄りの税務署（※柏税務署 **04-7146-2321**）にお尋ねください。

「家内労働者等の特例」の適用を受ける場合の必要経費の計算例

配分金のみ（公的年金収入が 400 万円以下で、他の所得がない場合）

例：配分金収入８０万円、必要経費２万円の場合

配分金収入	８０万円
特例による経費	５５万円
必要経費	２ 万

♦特例による経費と必要経費のどちらか大きい方を収入から差し引きます。
⇒特例による経費５５万円＞必要経費２万円なので、
配分金にかかる雑所得は８０万円－５５万円＝２５万円となります。

♦配分金収入が５５万円に満たない時の経費は収入額が限度となります。

配分金の他に給与収入がある場合

例：給与収入４０万円、配分金収入６０万円、必要経費２万円の場合

給与収入	４０万円	
配分金収入	６０万円	
特例による経費	１５万円	４０万円
必要経費	２万円	

♦給与収入が 55 万円に満たないときは、必要経費は 55 万－給与収入金額となります。特例による経費と必要経費のどちらか大きい方を収入から差し引きます。
⇒特例による経費 55 万円－給与収入 40 万円＝15 万円
15 万円＞必要経費 2 万円なので、配分金にかかる雑所得 60 万円－15 万円＝45 万円となります。

♦給与収入が 55 万円以上のときは、特例による経費は認められません。